住宅にかかる税金

学習のポイント

- ・住宅取得の際には、建築費、購入費用以外に税金がかかることを理解する。
- ・住宅取得時だけではなく、住宅ローン利用時、住宅取得後継続してかかる税金 についても把握する。

■住宅取得時・住宅ローンの抵当権設定時にかかる税金

建物を建築する場合には工事請負契約書、購入する場合には売買契約書作成の際 に<mark>印紙税</mark>が発生し、契約書の記載金額に応じた印紙を貼付、消印して納める。

土地・建物の取引形態が仲介(媒介)の場合、不動産会社に対し仲介手数料が発生し、契約時に半額、残金支払時に残りの半額を支払うケースが多く、この仲介手数料に対して消費税がかかる。

住宅ローン契約時には、住宅ローン契約書に印紙税がかかる。

土地・建物の取得時には、その権利を明らかにするため、所有権の保存登記、移 転登記による<mark>登録免許税</mark>が発生する。また、工事請負契約代金および購入価額のう ち建物に対する金額には、消費税が課税される。

住宅ローンの抵当権設定登記にも登録免許税が発生する。

土地・建物の取得(増改築を含む)後、入居の約半年後に、不動産取得税の納税 通知書が郵送され、<mark>不動産取得税</mark>を納付する。不動産取得税の特例措置を受けるた めには申告が必要(各都道府県により異なる)となる。相続による取得の場合は、 課税されない。

■住宅取得後継続してかかる税金

毎年1月1日現在、土地や建物を所有している場合には<mark>固定資産税</mark>、原則として 都市計画法に定める市街化区域内の土地や建物に対しては、<mark>都市計画税</mark>が併せて課 税される。その年の途中で土地や建物を取得した場合には、その翌年から課税される。

納期前に市区町村から納税通知書が郵送され、例えば、東京都23区内の場合は、 6月、9月、12月、翌年2月の4期に分けて納付する。市区町村により税率が異な る場合や減免措置を設けている場合がある。

ここに注意

税理士でない住宅ローンアドバイザーは、顧客から税金の質問を受けた場合、一般的な 税法の解説および具体的な数値を離れた事例の説明にとどめて、税務署や税理士を案内す ることが大切である。個別具体的に税務相談を行うと税理士法に抵触する場合がある。

LOAN ADVICE

税金の発生時期と計算方法

●売買・請負契約時

印紙税 (国税)	契約書記載金額による *工事請負契約書および売買契約書には税額軽減あり (4-2 参照)
消費税 (国税+地方消費 税)	仲介手数料*×1/2×10%(消費税の税率)=消費税額 *仲介手数料=取引物件価格×3%+6万円を上限とする *ここでは、仲介手数料の1/2を契約時と取得時にそれぞれ 支払うケースとしている

●取得時

登録免許税 (国税)	所有権の保存登記 固定資産税評価額 × {土地0.4% 家屋0.4% (軽減税率0.15%)
	所有権の移転登記(売買) 固定資産税評価額 × { 土地2.0%(軽減税率1.5%) 家屋2.0%(軽減税率0.3%)
	*家屋には軽減税率の適用要件あり(4-2 参照)
消費税 (国税+地方消費 税)	建築工事請負代金または購入価格のうち家屋分の代金×10%(消費税の税率) 仲介手数料×1/2×10%(消費税の税率) *個人間売買には消費税は課税されない

●住宅ローンの抵当権設定時

<mark>印紙税</mark> (国税)	契約書記載金額による(4-2 参照)
登録免許税	債権金額×0.4%(家屋の軽減税率0.1%)
(国税)	*家屋には軽減税率の適用要件あり(4-2 参照)

●入居後

不動産取得税	建物:固定資産税評価額×3%
(道府県税)	宅地:固定資産税評価額×1/2*×3%
	*2027年3月31日までに取得した土地については、固定資産
	税評価額の1/2となる
	*特例措置あり(<mark>4-10</mark> 参照)

●入居後(毎年)

<mark>固定資産税</mark> (市町村税)	建物:固定資産税評価額×1.4% 土地:固定資産税評価額×1.4%
	*特例措置あり(<mark>4-10</mark> 参照)
都市計画税 (市町村税)	建物:固定資産税評価額×0.3% 土地:固定資産税評価額×0.3%
	*特例措置あり(<mark>4-10</mark> 参照)
	(税率は市区町村により異なる)

知っ得情報

災害ハザードエリアから安全な区域に施設または住宅を移転する場合に、移転先として 取得する土地建物に係る登録免許税、不動産取得税に特例措置がある。